

# 公益債券レポート

DWS グローバル公益債券ファンド

(毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり) / Bコース (為替ヘッジなし)

(年1回決算型) Cコース (為替ヘッジあり) / Dコース (為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券



2021年9月3日

ドイチ・アセット・マネジメント株式会社

## 保有期間別リターンの状況（2021年8月末時点）

保有期間別リターンとは、一定期間のリターン（騰落率）を、基点と終点をずらして計算したものです。例えば1年間の保有期間リターンでは、2021年8月を基準とした場合、2020年8月末から2021年8月末まで1年間保有した場合のリターンを表します。

Aコース (為替ヘッジあり)、Bコース (為替ヘッジなし) ともに **保有期間が長いほどプラスの割合が上昇し、5年保有の場合、どの時期から投資を開始しても概ねプラスリターンとなりました。**

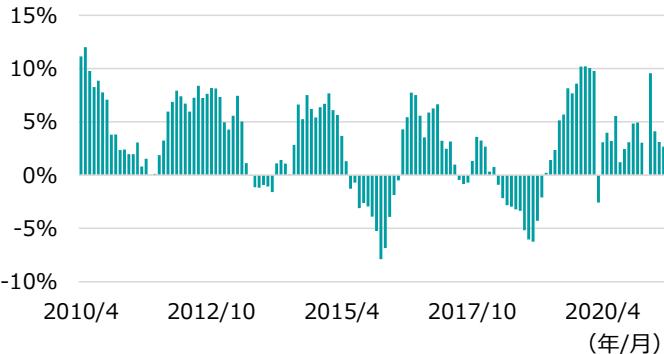
### Aコース (為替ヘッジあり)

保有期間	全期間数	平均リターン	プラス期間数	マイナス期間数	プラスの割合
1年	137	3.0%	103	34	75.2%
3年	113	7.9%	108	5	95.6%
5年	89	12.4%	88	1	98.9%

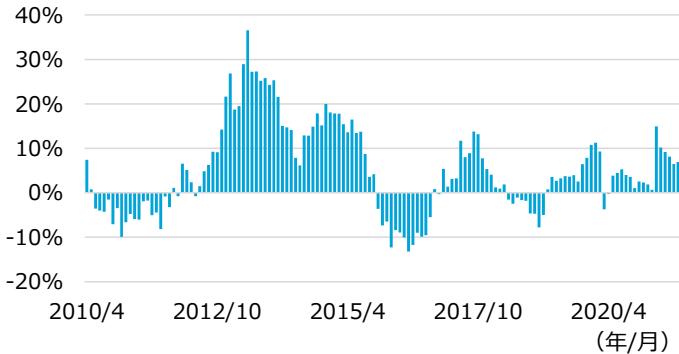
### Bコース (為替ヘッジなし)

保有期間	全期間数	平均リターン	プラス期間数	マイナス期間数	プラスの割合
1年	137	5.1%	92	45	67.2%
3年	113	19.0%	94	19	83.2%
5年	89	32.8%	86	3	96.6%

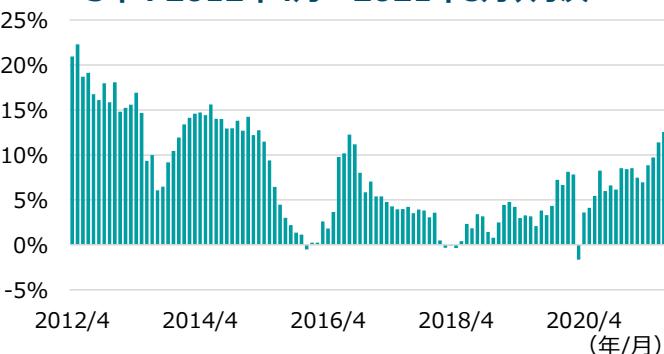
#### 1年：2010年4月～2021年8月、月次



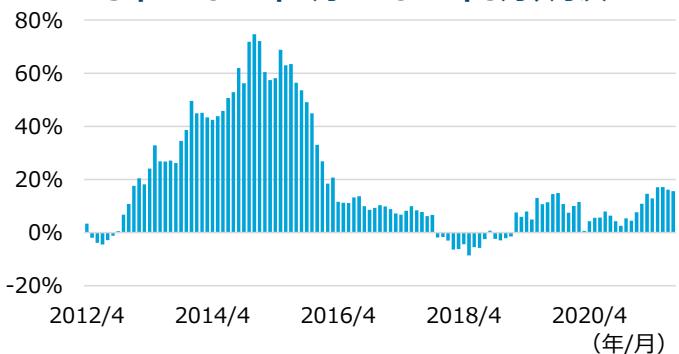
#### 1年：2010年4月～2021年8月、月次



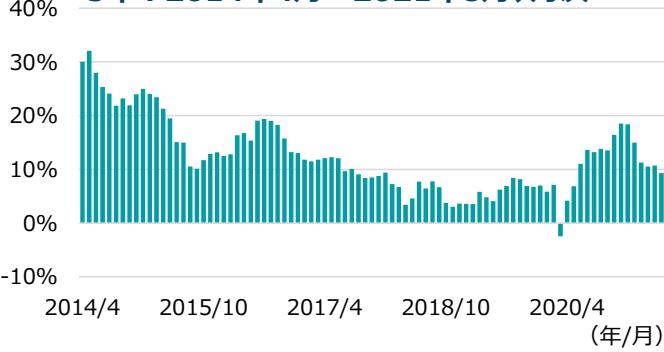
#### 3年：2012年4月～2021年8月、月次



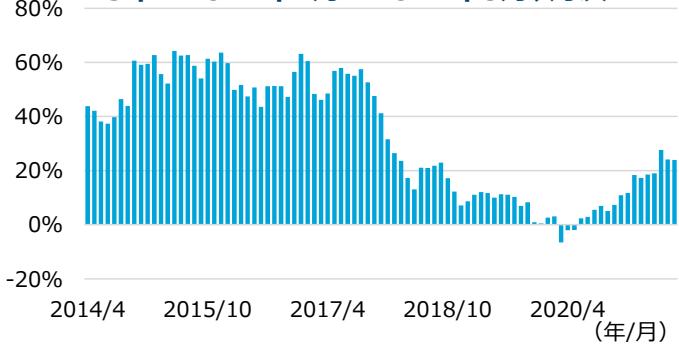
#### 3年：2012年4月～2021年8月、月次



#### 5年：2014年4月～2021年8月、月次



#### 5年：2014年4月～2021年8月、月次



※ ファンドの騰落率は分配金込基準価額で計算しています。分配金込基準価額は分配金（1万口当たり、税引前）を再投資したものとして計算した値であり、実際の投資家の運用成果とは異なります。

※ ファンドには購入時手数料がかかります。詳しくは後記「手続・手数料等」をご参照ください。

※ 過去の運用実績は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

# 公益債券レポート



DWS グローバル公益債券ファンド

(毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり) / Bコース (為替ヘッジなし)

(年1回決算型) Cコース (為替ヘッジあり) / Dコース (為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券

## DWS グローバル公益債券ファンド（毎月分配型/年1回決算型）の特色

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 1 DWS グローバル公益債券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。

- 主に電力・ガス・水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。
- 組入債券の平均格付は、原則としてA格相当以上となることを目指します。投資対象は、取得時において原則としてB B B格相当以上の投資適格債とします。

### 2 毎月分配型/年1回決算型とともに「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」のコースから選択できます。

- Aコース及びCコースは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。（ヘッジコストがかかる場合があります。）
- Bコース及びDコースは、対円での為替ヘッジを行いません。そのため為替変動の影響を受けます。

(注1) 販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

(注2) 各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

### 3 Aコース及びBコースは毎月決算を行い、収益分配を行います。

- 每月20日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

※ 分配金の実績は、将来の分配金の水準を保証もしくは示唆するものではありません。

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

※ 収益分配金については、後記「収益分配金に関する留意事項」をご参照下さい。分配方針については、投資信託説明書（交付目論見書）の「分配方針」をご参照下さい。

※ Cコース及びDコースの収益分配については、後記「お申込みメモ」をご参照下さい。

### 4 Aコース及びCコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

- DWSインベストメントGmbHはドイツ銀行グループの資産運用部門（DWS）のドイツにおける拠点です。

### 5 ファミリーファンド方式で運用を行います。

- 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

市況動向及び資金動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

上記ファンドの目的・特色は抜粋であり、詳細については投資信託説明書（交付目論見書）をご覧下さい。

# 公益債券レポート

DWS グローバル公益債券ファンド

(毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり) / Bコース (為替ヘッジなし)

(年1回決算型) Cコース (為替ヘッジあり) / Dコース (為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券



## 投資リスク

### ① 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

#### ① 金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ② 信用リスク

債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該債券の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ③ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。Aコース及びCコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。Bコース及びDコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

#### ④ カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### ⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

### ⑥ その他の留意点

- マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

# 公益債券レポート

DWS グローバル公益債券ファンド

(毎月分配型) Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)

(年1回決算型) Cコース(為替ヘッジあり) / Dコース(為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券

DWS

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

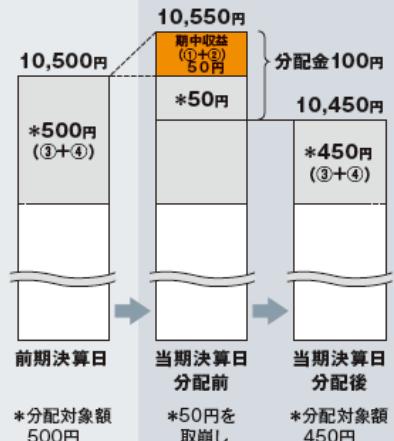
投資信託で分配金が支払われるイメージ



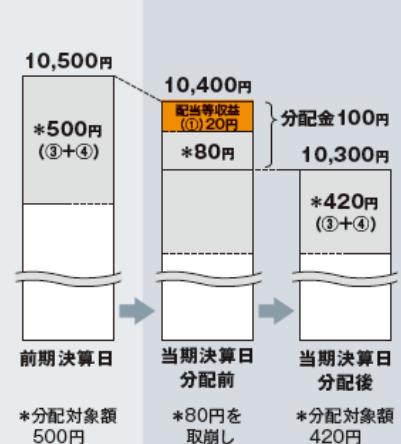
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

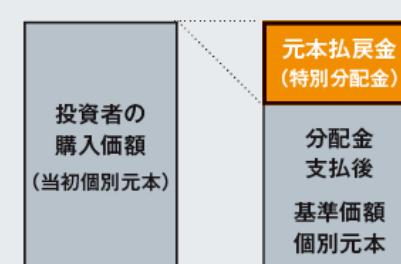
\*右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

申込締切時間/ 購入・換金申込 受付不可日	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに購入申込み・換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したもの を当日の受付分として取扱います。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券 取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日には、受付を行いません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
信託期間/ 繰上償還	Aコース／Bコース：信託設定日(2009年4月30日)から無期限 Cコース／Dコース：信託設定日(2013年7月23日)から無期限 ただし、各ファンドについて残存口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合 またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託を終了させていただくことがあります。
決算日	Aコース／Bコース：原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。 Cコース／Dコース：原則として毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	Aコース／Bコース：年12回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 Cコース／Dコース：年1回の毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ただし、必ず分配を行うものではありません。 (注)将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 原則として、分配時の普通分配金並びに換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 (注)法人の場合は税制が異なります。税法が改正された場合等には上記の内容が変更されることがあります。

## ファンドの費用

時期	項目	費用
投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>3.3%(税抜3.0%)を上限</u> として販売会社が定める率を乗じて得た額
換金時	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対して年率 <u>1.584%(税抜1.44%)</u> ※委託会社が受ける信託報酬の一部を、公益財団法人日本盲導犬協会及び社会福祉法人日本介助犬協会に寄付します。 なお、寄付先・寄付条件等については、委託会社の判断により予告なく変更する場合があります。
その他の費用・手数料		当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を 国外で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。ただし、これらの費用のうち 信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率 <u>0.10%を上限</u> とします。「その他の 費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※収益分配金を再投資する際には購入時手数料はかかりません。

※「税」とは、消費税及び地方消費税に相当する金額のことを指します。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 委託会社、その他の関係法人

販売会社	当ファンドの募集の取扱い等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社にて行います。 販売会社につきましては、委託会社にお問合せ下さい。
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 信託財産の運用指図等を行います。 ホームページアドレス <a href="https://funds.dws.com/jp/">https://funds.dws.com/jp/</a>
受託会社	株式会社りそな銀行 信託財産の保管・管理等を行います。
投資顧問会社	DWSインベストメントGmbH(所在地:ドイツ フランクフルト) 委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコース及びCコースの為替ヘッジに関する運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。

金融商品取引業者名 (**は取次販売会社)		登録番号	加入協会				備考
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○			
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○				
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○		インターネット販売限定
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				インターネット販売限定
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○				
いちはし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○		○	一般社団法人投資信託協会に加入しています。
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○		
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○				
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○	
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○				
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○				*
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○		
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○		*
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○				インターネット販売限定
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○				
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○		
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○				
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○		インターネット販売限定
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○				

※備考欄に\*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問合せ下さい。

金融商品取引業者名 (*は取次販売会社)	登録番号	加入協会				備考
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商) 第188号	○				
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第170号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第578号	○		○	○	
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第47号	○		○		インターネット販売限定
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第39号	○		○		
ドイツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第117号	○		○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商) 第140号	○		○	○	
株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第579号	○		○		*
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第121号	○			○	
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金) 第15号	○				インターネット販売限定
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商) 第75号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第131号	○		○		
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第138号	○	○			
株式会社八十二銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第49号	○		○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第1977号	○				
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金) 第3号	○				インターネット販売限定
株式会社百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金) 第5号	○		○		*
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第152号	○	○			
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第127号	○		○		
株式会社福井銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金) 第2号	○		○		*
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金) 第7号	○		○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第624号	○		○		
サ・ホンコン・アント・シャンハイ・バンキング・コボレーション・リミテッド(香港上海銀行)	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第105号	○		○		*
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第165号	○	○	○	○	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第167号	○				
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商) 第20号	○				
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第649号	○	○	○		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第2336号	○	○	○	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第181号	○	○			

※備考欄に\*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。

金融商品取引業者名 (**は取次販売会社)	登録番号	加入協会				備考
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	*
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	*
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第190号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			インターネット販売限定
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			
アーク証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1号	○			
白木証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第31号	○			
島大証券株式会社**	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			
セントレード証券株式会社**	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第74号	○		○	

※備考欄に\*の表示がある場合、購入申込の取扱いを中止しております。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※取扱コースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。

**投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。**

- 当資料はドイチ・アセット・マネジメント株式会社が作成した資料です。
- 当資料記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。データ等参考情報は信頼できる情報をもとに作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。また、使用しているデータについては特段注記のない限り、費用・税金等を考慮しておりません。
- 当資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債等の値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- 投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ご購入に際しては、販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。